

ほけん だより

長浜市保健センター(健康推進課)

保健センター高月分室(北部健康推進センター)

小堀町32番地3(ながはまウェルセンター1階)
☎65-7751(子育て、成人の相談)
☎65-7759(保健予防事業について)
☎65-7779(その他)

高月町渡岸寺160(高月支所西側)
☎85-6420

ノロウイルスによる感染性胃腸炎を予防しましょう！

ノロウイルスによる感染性胃腸炎や食中毒は、1年を通して発生していますが、特に冬季に流行します(ノロウイルス食中毒注意報が発令された場合は、ホームページでお知らせします)。ノロウイルスは手や食べ物を通して、口から感染し、人の腸の中で増え、下痢やおう吐などの症状を起こします。症状がある時は、食品を二次汚染させる可能性があるため調理作業はせず、早めに医療機関を受診しましょう。

1 手洗いをしっかりしましょう。
※石鹸で手指を30秒以上かけて洗う。指の間や爪の間も丁寧に洗う。

2 食品の加熱は、中心部までしっかりと行いましょう。
※85度以上で1分30秒以上加熱する。

3 調理器具は使用後に洗剤で十分に洗い、熱湯などで消毒しましょう。

4 下痢の便やおう吐等の処理は、換気を十分にを行い、手袋・マスクを着用した上で速やかに行いましょう。

がん検診を受けましょう

☎健康推進課(☎65-7759)

まだ間に合います！今年のがん検診！

医療機関では、年間通じて市の子宮頸がん・乳がん・大腸がん検診を実施しています。集団検診が受けられなかった人、職場等で受ける機会がない人は、ぜひ受診しましょう。

	子宮頸がん検診	乳がん検診	大腸がん検診
対 象 者	20歳以上の女性 (昨年度受診していない人)	40歳以上の女性 (昨年度受診していない人)	40歳以上の男女
対象外となる人	妊娠中または妊娠している可能性のある人 不正出血のある人 検診時に月経中の人	授乳中、卒乳後6か月以内、妊娠中の人 自覚するしこりや乳頭から分泌物がある人 ペースメーカー、V-Pシャント挿入、豊胸手術を受けた人	便に血の混じる可能性のある人 (痔、ポリープ、採便時月経中など)
申 込 み	希望される医療機関へ直接電話	担当課へ電話	希望される医療機関へ直接電話
料 金	1,000円	49歳以下1,500円 50歳以上1,200円	800円

※現在治療中の人、経過観察の人、症状のある人は申込みの際にご相談ください。
※実施医療機関については、健康づくり日程表をご覧ください。

国保人間ドック助成申請の受付を2月28日まで延長します

☎保険医療課(☎65-6512)

人間ドック助成申請期間を2月28日(木)まで延長します。ぜひこの機会に人間ドックを受診しましょう。

【助成の対象となるもの】

人間ドック(日帰り・1泊・脳ドック)、同時に実施されるオプション検診

【助成金額】

受診費用の1/2(100円未満切捨て)

上限2万円(宿泊を伴う場合は上限2万5千円)

【受付期間】 2月28日(木)まで

※申請書には本人の署名が必要です。

※必ず受診前に申請してください。受診後の申請は受付できません。

※助成申込が多数の場合、早めに締め切ることがあります。

※対象など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

問合せ

保険医療課

☎65-6512



▲市ホームページ

市職員を募集します(平成31年4月1日採用予定)

☎人事課(☎65-6502)

民間企業等での経験を有した人材を確保するため、下記のとおり正規職員を募集します。

職 種	採用予定人員	受験資格
土木技術職 (上級) 【職務経験者】	1人程度	次のいずれにも該当する人 ア 昭和58年4月2日以降に生まれた人 イ 平成30年12月31日時点で民間企業や行政機関等において、土木工事の設計・積算・施工管理(監理)等の職務経験が24か月以上ある人

■第1次試験日 1月12日(土) ■申込受付期限 12月27日(木)当日消印有効

■試験会場 市役所本庁舎

受験申込書は担当課、北部振興局および各支所にあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

受験申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「土木技術職 受験申込書 請求」と朱書きし、返信用封筒(角形2号・120円切手貼付・宛先・郵便番号明記)を同封して、右記まで送付してください。

※受験資格等の詳細は、必ず受験案内でご確認ください。

問合せ・申込先

〒526-8501 八幡東町632

長浜市職員選考委員会

〈人事課内〉

☎65-6502

災害等による雑損控除の申告について

雑損控除とは、風水害や雪害などの災害または盗難・横領によつて、保有資産に損害を受けた場合に、所得税や市県民税の軽減を受けるために適用される所得控除のことです。

対象となる資産

○住宅家財等の生活に通常必要な資産

控除される金額

次のうち、いずれが多い方の金額が控除されます。
○損失額から、総所得金額等×10%を引いた額
○損失額のうち災害関連支出金額から、5万円を引いた額
※損失が保険金等で補填された場合、損失額からその金額を差し引いた金額で計算します。

控除を受けるための手続き

確定申告書、または市県民税申告書に雑損控除に関する事項を記載するとともに、災害等に関連したやむを得ない支出をした金額についての領収書等を提示するか、その写しを提示してください。また、すでに、り災証明書等をお持ちの人は、申告の際に併せて提示するか、その写しを添付してください。なお、源泉徴収票などの申告に必要な書類は、別途、添付が必要です。

問合せ

市県民税について 税務課 ☎65-6524
所得税について 長浜税務署 ☎62-6144

天災による国民年金保険料の免除

☎彦根年金事務所国民年金課
(☎0749-23-1114)

天災などで大きな被害を受け、国民年金保険料の納付が困難な場合は、申請をして承認されると、保険料が免除されます。

【対象】

震災・風水害・火災等の災害で、被保険者が所有する住宅、家財、その他の財産に、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けた人

【必要なもの】

り災証明書または被災状況届、年金手帳、印鑑、保険金や損害賠償金の金額を確認できる証明書

【申請場所】

彦根年金事務所、保険医療課、北部振興局・各支所

※制度の詳細については左記までお問い合わせください。

問合せ

彦根年金事務所国民年金課
☎0749-23-1114

